

周南市における特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表（令和８年７月）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項及び同法 21 条に基づき、「女性活躍推進法に基づく周南市特定事業主行動計画」における取組の実施状況と周南市における女性職員の活躍状況について公表します。

1 女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく特定事業主行動計画に掲げた取組の実施状況の公表

目標 1 【女性に対する職業生活に関する機会の提供に関連するもの】

目標項目	目標 数値 (R8 年度当初)	目標時 数値 (R3 年度当初)	R4 年度 当初	R5 年度 当初	R6 年度 当初	R7 年度 当初	R8 年度 当初
消防吏員に占める女性消防吏員の比率	3.2%	1.94%	2.44%	2.48%	2.46%	2.91%	2.90%

取組状況：

就職説明会で女性参加者に対し、女性消防吏員が女性専用施設の案内と対話を行うなど、働きやすい職場であることのアピールを実施した。

目標 2 【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関連するもの】

目標項目	目標 数値 (R8 年度末)	目標時 数値 (R3 年度当初)	R4 年度 当初	R5 年度 当初	R6 年度 当初	R7 年度 当初	R8 年度 当初
管理的地位（課長級以上）の職員に占める女性職員の割合	15%	9.2%	6.7%	6.7%	7.8%	8.5%	10.7%

取組状況：

自治大学校や市町村アカデミーをはじめとした中長期的な外部研修への派遣や多様な業務経験を積むための異動配置を行うなど、女性のキャリア形成を実施した。

目標 3 【職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備に関連するもの】

目標項目	目標 数値 (R7 年)	目標時 数値 R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
職員 1 人あたりの年次有給休暇取得日数	13 日	11.4 日	11 日	11.5 日	12.4 日	13.2 日	13.1 日
年次有給休暇取得が年 5 日未満の職員	0 人	175 人	165 人	113 人	105 人	75 人	58 人

取組状況：

休暇を取得しやすい職場環境づくりについて、所属長を中心に進めるとともに、有給取得に関する周知などを行った。

目標 4【職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備に関連するもの】

目標項目	目標 数値 (R7 年度)	R 6 年度	R 7 年度
男性職員の育児休業取得者（2 週間以上）の割合	100%	27.6%	52.7%
男性職員の育児関連休暇等取得者（1 月以上）の割合	100%	37.9%	57.9%

取組状況：

育児休業取得者の体験談を紹介するなど、男性職員の育児休業取得を促進した。

2 女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(1) 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

① 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.2%
任期の定めのない常勤職員以外	104.8%
全職員	72.0%

② 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.6%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	99.0%

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	95.5%
31～35 年	91.4%
26～30 年	89.4%
21～25 年	89.7%
16～20 年	85.2%
11～15 年	88.1%
6～10 年	91.1%
1～5 年	92.5%

公表日：令和 8 年 7 月 31 日

【説明欄】

【「任期の定めのない常勤職員」について】

- ・扶養手当は、男性の支給額が多くなっている。（男性：12,531 円/人、女性：1,796 円/人）
- ・消防業務に関する特殊勤務手当について、対象となる消防職員の男性割合が高いことから、男性の支給額が多くなっている。（令和 7 年度消防職員 210 名の内、女性は 6 名）
- ・勤続年数 11～15 年、16～20 年の女性の給与の割合が低いことは、部分休業取得者が女性に多いことが影響している。（令和 7 年度当初の取得者 34 名の内、男性は 2 名）
- ・勤続年数 25 年以下の職員の割合は、男性は 56%、女性は 69%となっており、女性の方が給与水準の低い若年層職員の割合が高くなっている。

【「任期の定めのない常勤職員以外」について】

- ・暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、育休代替任期付職員、会計年度任用職員のことを指し、このうち約 94%が会計年度任用職員となっている。
- ・性別ごとの全会計年度任用職員に占める給与水準が高い専門的な職種の割合は、男性が 50%、女性が 71%であり、女性の方が給与水準の高い職員の割合が高くなっている。

【「任期の定めのない常勤職員」と「任期の定めのない常勤職員以外」の男女比率差について】

- ・性別ごとの全職員に占める「任期の定めのない常勤職員以外」の割合は、男性が 18%、女性が 55%、性別ごとの全職員に占める会計年度任用職員の割合は、男性は 15%、女性は 53%となっており、任期の定めのない常勤職員と比較して給与水準が低い職員は女性に多くなっている。

(2) 管理的地位にある職員（課長級以上）に占める女性職員の割合

(令和 8 年 4 月 1 日時点)

女性職員数	男性職員数	総数	女性職員の割合
14 人	117 人	131 人	10.7%

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

(令和 8 年 4 月 1 日時点)

管理的地位	女性職員数	男性職員数	総数	女性職員の割合
本庁部局長・次長相当職	4 人	42 人	46 人	8.7%
本庁課長相当職	10 人	75 人	85 人	11.8%
本庁課長補佐相当職	24 人	114 人	138 人	17.4%
本庁係長相当職	78 人	172 人	250 人	31.2%

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日採用）

採用者数			女性職員 の割合
女性職員数	男性職員数	総数	
38 人	29 人	67 人	56.7%

公表日：令和 8 年 7 月 31 日

(5) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（令和7年度）

ア 育児休業取得率

常勤職員	
女性職員	男性職員
100.0%	40.9%

会計年度任用職員	
女性職員	男性職員
100.0%	-%

イ 取得期間の分布状況

取得期間	常勤職員		会計年度任用職員	
	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員
1週間未満	-%	-%	-%	-%
1週間以上2週間未満	-%	-%	-%	-%
2週間以上1月以下	-%	11.1%	-%	-%
1月超3月以下	-%	22.2%	10.0%	-%
3月超6月以下	-%	33.3%	20.0%	-%
6月超9月以下	-%	11.1%	50.0%	-%
9月超12月以下	77.8%	22.2%	20.0%	-%
12月超24月以下	5.5%	-%	-%	-%
24月超	16.7%	-%	-%	-%

【説明欄】

・「男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況」欄のうち、該当する職員が存在しない区分については、「- %」と表示している。

(6) 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和7年度
8.5時間／月

(7) 職員の年次休暇等の取得状況（令和7年）

平均取得日数 ※20日以上付与された職員に限る	取得日数が5日未満の 職員の割合
13.1日	4.6%